

平成 22 年第 7 回臨時会会議録

平成 2 2 年 第 7 回菊池市議会臨時会会期日程表（会期 1 日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8 月 1 6 日	月	本会議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

平成 2 2 年 第 7 回菊池市議会臨時会会議録（目次）

8 月16日（月曜日）	本会議	頁
1.	議事日程第 1 号……………	31
2.	本日の会議に付した事件……………	31
3.	出席議員氏名……………	31
4.	欠席議員氏名……………	32
5.	説明のため出席した者の職氏名……………	32
6.	事務局職員出席者……………	33
7.	開 会……………	34
8.	開 議……………	34
9.	日程第 1 会議録署名議員の指名……………	34
10.	日程第 2 会期の決定……………	34
11.	日程第 3 議案第 7 7 号及び議案第 7 8 号まで一括上程・説明・質疑・討論 ・採決……………	34
12.	日程第 4 議事第 7 9 号上程・説明・質疑・討論・採決……………	46
13.	日程第 5 議事第 8 0 号上程・説明・質疑・討論・採決……………	48
14.	閉 会……………	51

第 1 号

8 月 1 6 日

平成22年第7回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成22年8月16日（月曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第77号 菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について

議案第78号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第79号 平成22年度 菊池市一般会計補正予算（第8号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 議案第80号 訴訟上の和解について

上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第77号 菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について

議案第78号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第79号 平成22年度 菊池市一般会計補正予算（第8号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第80号 訴訟上の和解について

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（23名）

1番 工 藤 圭一郎 君

2番 城 典 臣 君

3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君
23番	北田彰	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福村三男	君
副市	長	永田明紘	君
総務部	長	石原公久	君
企画部	長	谷口誠	君
市民部	長	宮本啓一	君
経済部	長	岩下義人	君
建設部	長	中原純一	君
七城総合支所	長	赤星和範	君
旭志総合支所	長	山田憲章	君

泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 9 分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員数は 23 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 22 年第 7 回菊池市議会臨時会を開会します。

午前 9 時 5 9 分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 81 条の規定により、東裕人君及び泉田栄一朗君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の会期につきましては、議会運営委員会におきまして本日の 1 日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の 1 日間と決定しました。

日程第 3 議案第 77 号及び議案第 78 号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 3、議案第 77 号及び議案第 78 号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成 22 年第 7 回の菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました議案第 77 号及び議案第 78 号について、ご説明申し上げます。

議案第 77 号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定については、養護老人ホームの民営化に伴い、移譲先事業者選定についての委員会を設けるため、地方自治法の規定により条例を制定するものでございます。

また、議案第 78 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、各委員会の委員の追加及び廃止により一部改正をお願いするものです。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） それでは、議案の説明をいたします。

1 ページをお開きください。

議案第 77 号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の説明を申し上げます。

菊池市養護老人ホームふじのわ荘及びこすもす荘の 2 施設の民営化を推進するため、移譲先事業者選定委員会を設置するものでございます。さきの 6 月定例会に提案申し上げましたが、ご同意が得られませんでしたので、内容を一部修正し、再度お願いするものでございます。

提案理由として、執行機関の附属機関として設置する委員会については、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、条例で定める必要があるため、お願いするものでございます。

あけていただきまして、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例でございます。

第 1 条は設置で、移譲先事業者選定委員会の設置と目的でございます。民営化に当たり、移譲先事業者を選定するため、委員会を設置するものでございます。

第 2 条は所掌事務です。次に掲げる 4 項目について審議し、市長に報告するとしております。この委員会は、地方自治法に基づく執行機関の附属機関であり、行政への市民参加や議論における専門知識の導入、また公正の確保や利害の調整を図るために設置するもので、市の重要施策などを決めるときに意見を求め、決定の参考にするものでございます。前回の第 2 条本文の「審議する」から、具体的に今回は「審議し、市長に報告する」と改めております。

第3条は組織でございます。選定委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することとしています。このほか、委員長に関する事、その職務などを定めております。

第4条は、制限として新たに1条を加えております。前回は、第3条の組織の項目に「移譲先事業者として応募する者が代表者または役員を構成する立場にある者は委員になることができない」としておりました。今回、これを削除し、第4条に制限として条の見出しを掲げ、「委員が代表者または役員を構成する立場にある事業者は移譲先事業者として応募することができない」としております。応募事業者を選定するに当たり、公正性、公平性を保つものです。

第5条は委員の任期で、1年とするものです。また、補欠委員の任期を規定しております。

第6条は会議で、選定委員会の会議に関する事項を定めております。

第7条は秘密の保持、第8条は選定委員会の庶務の規程、第9条は委任事項を定めております。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

また、附則第2項で、菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会条例を廃止するものでございます。

以上、議案第77号の説明でした。

次に、議案の5ページをお開きください。

議案第78号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、菊池市養護老人ホームの民営化検討委員会の審議が終了し、答申が出されましたので、委員の報酬を削除し、新たに菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定に伴い、委員の報酬を追加するものです。

新旧対照表をお開きください。

1ページをお開きいただきたいと思います。

上段が現行で、下段が改正案です。上段の養護老人ホームの民営化検討委員会の審議が終了いたしましたので、それを削除いたします。下段のほうに、削除された欄のところに老人ホーム移譲先事業者選定委員会の委員の報酬額を定めたものでございます。

以上、議案第77号、78号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

東　裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

質疑を行います。議案第77号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について質疑を行います。

私は福祉厚生常任委員会に所属しており、またさきの6月議会では委員会で慎重な審議が行われた上での否決という結果でもあったので、本来、委員会で質疑すべきではありますが、委員会付託されるかどうかわかりませんので、この場で質疑を行います。

まず、条例案の第2条3項についてであります。

6月議会では、委員会審議を踏まえ、私は公有施設、福祉サービスの売却、譲渡という大事な問題まで選定委員会にゆだねるべきではないと反対討論を行いました。その後、執行部も検討され、7月29日の全員協議会では、選定委員会で土地、建物の貸与または譲渡方式が決定したり、移譲先法人が決定するものではないと説明されています。

しかし、今回の第2条3項を見れば、選定委員会で移譲先事業者の審査及び選定に関することを審議するとあります。結局、この選定委員会で具体的に審議するわけで、その結果、この法人がいいとか、ここは厳しいとかが決まるのではないですか。

また、決定しないのであれば、第2条3項に基づいて何を審議するのか、この第2条3項はどう解釈するのか、まず初めに伺います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

○7番（東 裕人君） 今、説明された総務部長は答弁はされないんですか。市民部長がされるんですか。

○議長（山瀬義也君） では、総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 質疑に対しまして、所管部長が答弁することといたしておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 東裕人議員の質疑にお答えしたいと思います。

ただいま、条例の第2条第3項、移譲先事業者の審査及び選考に関するということでご質疑ございました。これらの話もしておりましたけれども、選考委員会の中で審議いただきますことに関しまして、例えば土地の移譲方法とか、あと移譲先の法人の選考とかに関しまして審議いただくわけでございますけれども、何もかもがこの審議会のほうで決定されるということではございません。その意味から申し

上げましても、先ほど申し上げましたように、第2条の「選考委員会は次に掲げる事項について審議し、市長に報告する」というふうにしております。参考につきましても、審査及び選定をしていただきまして、最終的に市長に報告いただくと、形をとっていきたいと思いますので、最終的には選考委員会の意見等を踏まえながら市長のほうに報告して、市長のほうで判断するという形になると思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） ちょっとあいまいだと思うんですね。聞いていても、決定はしないけど、近い線は打ち出して市長に報告をして、最終的に市長が判断をするというふうになるんじゃないかなという気がします。まだこの所掌事務については疑問が残るので、ちょっと次に別の角度から伺います。

6月議会では、養護老人ホーム民営化の形態として、有償譲渡、無償譲渡あるいは無償貸与、こういうことを想定していると執行部は委員会では答えていました。では、一体どこで有償譲渡、無償譲渡、無償貸与などなどが決まるのか。

それから、この移譲先事業者としては、応募をする事業者としては一番関心がある、有償あるいは無償譲渡といったことが不明なまま、この選考委員会で公募にかけるのかどうか、そこもお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質疑にお答えしたいと思います。

土地の譲渡方式、いろいろあると思います。無償なのか、有償なのか、貸与なのか、あると思いますけども、市の考え方、当然鑑定等をやりながら、土地の鑑定、評価しながら価値を定めた上で、市の内部の検討委員会におきまして基本的な方針を出したいと思います。それを検討委員会のほうにお示ししながら、それに基づいて協議いただくとなると思います。そういうことで、市のほうで一応原案をつくると。

それから、それをどこまで周知しながら、公募要項等の中にそういったことを明記しながら法人の募集をやっていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） どういう形で民営化をするのか、その民営化の形態がまだ明確になっていないのに、こういう選定委員会だけ先につくるのをおかしいと思わない

のでしょうか。私は何を焦っているのか、非常に疑問であります。

では最後に、今度は4条の制限規定についてお尋ねします。

今回の議案は、あくまで選定委員会の条例であり、委員になれない人を列挙すべきであると思います。6月議会の委員会の審議でもそこが問題になったわけです。この条例で応募の制限をここに書いてどうするのかな、ここに書いてある委員が役員をしている事業者が応募できないのは当然です。これは応募要項ではなく、あくまで選定委員会の条例です。この第4条について執行部は、これでいい、問題ないと考えているのか、またこれは、この4条は6月議会の委員会審議を踏まえた修正と言えると思っているのかどうか、ここをお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質疑にお答えしたいと思います。

確かに、第4条につきましては、これまでの書き方とちょっと変えておりますけれども、その条文が意味するところは同じような意味かと思います。委員が代表者または役員を構成する立場にある事業者は応募できないといいますと、例えば応募しようと考えていらっしゃる事業者があったとした場合に、その代表者は逆に委員としてはなれないことにとらえられると思います。この意味するところに関しまして同じ意味だと思いますので、よろしくご理解いただけたらと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

質疑をさせていただきます。

議案第77号、老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定についてです。

私も東議員と同様に、福祉厚生常任委員会に所属しておりまして、申し上げるまでもなく、6月議会では否決しています。その理由であると判断された条文の修正については、単発的に全協や委員会でも説明を受けてきましたけれども、ただいま非常に問題になっておりますように、本会議でこういう取り扱いの前に、委員会での十分な審議が保障されてしかるべきではなかったかなと思われませんが、この臨時議会ではその委員会を素通りしてしまいそうな気がいたします。このことについて、当局はどうお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 怒留湯議員のご質疑でございますが、委員会のほうで先に

審議したらいいんじゃないかというご質疑と思います。これに関しましては、私たちのほうでそれを決定する権限はないと思いますので、議会のほうのご判断にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯議員さん、今の質疑は議案の中の質疑ではありませんから、議案の中の質疑をお願いします。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 委員会制をとっていますので、委員会を大事にするという姿勢が双方に大事だというふうに思いましたのでお尋ねをしたところですが。

私は、4回開かれた民営化検討委員会全体の、それを3回まで傍聴いたしましたけれども、今、議事録を見てみましても、反対、賛成、活発に相互討論がなされていたかというそうではなく、最終回には家族代表も欠席だったという状況であったわけです。再上程に際して議事録を精読されて、民営化へさらに歩を進める今回の77号を上程するに当たっては、どういう結論づけで、再上程の結論づけ、議事録などを讀まれて、いろいろ問題があったと思いますけれども、これでもう一歩進めていいと判断されたのはどういうことだったのでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質疑にお答えしたいと思います。

これまで老人ホームの民営化に関しましては答申をいただいております。答申の中でも妥当性があるという答申をいただいております。その後、家族、入所者の方の説明とかをやりながら、皆さん方にはある程度ご理解いただいたというふうに判断いたしております。

そこら辺も踏まえまして、最終的に市の内部のほうで民営化するに別に差し支えない、民間でできる事業に関しましては、ぜひ民間でお願いしたいというふうな行政改革の考え方でございますので、そこら辺を踏まえまして、民営化に向けて推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 民営化ありきではないということがたびたび言われておりますけれども、強い民営化への推進の意欲がまた披瀝されたというふうに思いますが、答申書とか議事録を見ますと、答申の中には民営化の賛否を問うた家族へのアンケートにも触れていますね。どちらとも言えないというのが47%、民営

化賛成が５％、反対が４８％であったということにも答申書はわざわざ触れて、そして民営化実施年度や民営化スケジュール、職員の処遇、民営化後の対応等については一定の検討はしましたが、当面は民営化の検討が先なので、これらについては今後協議することになりましたと、積み残しをしたというふうに書いています。そして、答申の最終の結びのところでは、今後、パブリックコメントを経て、答申内容に基づいて養護老人ホーム民営化事業実施計画が確定していくと思われませんが、入所者の生活の安心や質の向上を目指し、民営化が慎重に進められることを望みますというふうに結ばれています。

このように、答申は民営化の検討を急ぐ余り、協議事項を幾つか今後の課題として残したということをわざわざ記しておりますし、民営化を進めるに当たっては慎重に進めるように、慎重を期すように促していますが、このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） ただいまのご質疑でございますけども、確かに当初は反対意見があったのも事実でございます。ただ、その後、答申の中でいただいております中にも、家族への説明等を十分やっていただきたい、あとサービス低下を起こさないような形でやっていただきたいというような答申をいただいております。そういうこともございまして、家族のほうに十分説明をしながら、現在では大半の家族の方にご理解いただいているというふうに理解しております。

また、パブリックコメントも実施しておりますけれども、特別反対の意見等もございませんでしたものですから、現在のところで推進に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

中原 繁君。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○１０番（中原 繁君） 不適切な発言がないように、用心して部長にお尋ねをいたします。

ごく単純な質問で申しわけないと思います。今、この種の民営化ちゅうのは全国的に行政改革が叫ばれております。そういう中で、この種の経営の安定あるいは行政経費の節減、さらには対象者へのサービスの向上、こういうことからいたしますならば、私はこの時代の要請の中で当然な施策だと考えております。

そこで、まずお尋ねをいたしますが、1年の任期中と定めてあります。その中で何回ぐらいこの委員会を開催されるのか。さらには、それに係る予算、経費として総額幾らぐらいを予定されておるのか。

そこで、次には経費の問題でございますが、委員長が月額3,800円、委員が3,700円、識見委員が2万円ということを定めてありますが、この2万円、識見者に2万円と普通の委員の日当の差額が余りにも大きいような気がいたしますが、その決定に至るまでの根拠とその理由についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 中原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、委員会の開催回数は何回かというご質問だったと思いますけども、一応6回を考えております。その中で方向性を出していただきたいと考えております。

それから、予算に関しましては、後ほど出てまいりますかと思いますが、6回の委員さんたちの報酬、それから費用弁償を見ております。報酬で49万4,000円、それから費用弁償で11万9,000円、合わせまして。

○10番（中原 繁君） 大体でよかよ。

○市民部長（宮本啓一君） 61万ですか、になっております。

それから、報酬の根拠ということでございますが、これ特別職の費用弁償等に関する条例がございます。その条例の中で同じような審議会、同類の審議会、先般の検討委員会につきましてもこの報酬で支払いいたしております。識見者が2万円、それから委員長3,800円、委員が3,700円。同じような性格の審議会の報酬を準用しているということでございます。

以上、お答え申し上げます。

○10番（中原 繁君） 理由。その差額の理由。

○市民部長（宮本啓一君） 理由に関しましては、やっぱりそれなりの学識、有識者ということで、例えば一般的に言いますと、大学教授とかといった方たちの場合は、通常2万円という形でお支払いいたしております。よろしいですか。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ありがとうございます。

他市においては、もう既にこういった民間委託というのはどんどん進んでおります。私はもう菊池市においては、これは私はもう少しは遅きに失しとるんじゃないか、そういう感がいたしますので、今後、一日も早くこの民間委託ができますように、皆さん、さらなる努力を期待をいたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第 77 号及び議案第 78 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

ですから、再度申し上げます。異議がありましたので、起立によって採決いたします。委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 賛成多数です。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東 裕人君。

原案に反対のほうからお願いします。

〔登壇〕

○7 番（東 裕人君） 議案第 77 号、78 号について反対討論を行います。

まず、議案第 77 号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定についてです。

前回も民営化の是非は別にしてと述べて、その問題点を挙げ、反対討論をしました。今回も民営化の是非は別にして、条例そのもの、また手続上の問題を挙げて反対討論をします。

6 月議会で委員会、本会議とも否決となった議案を部分修正して焼き直した本条例案は、質疑でお聞きした第 2 条、所掌事務、第 4 条、制限規定、これらに問題があります。答弁で問題点が解消されたとは到底言えず、認められません。条例をつくる前にやるべきことがあるのではないのでしょうか。公有施設、福祉サービスの売却、譲渡の是非という大事な問題を議会の議論なしに進めようとしていることは問題であると思います。

また、執行部のあり方も問題です。6 月議会で否決された議案の修正について、7 月 29 日の全員協議会、7 月 30 日の福祉厚生常任委員会、8 月 9 日の福祉厚生常任委員会協議会で説明をされました。特に、協議会での執行部の説明のあり方は、

事前に議案の説明をし、質疑応答を行い、可決をお願いするものであり、特定の事件に対する事前審査の様相でありました。この事前審査は、議会と執行部の関係、提案と審議、議決と執行の権限を分かち合う組織原則にもとる問題であります。私は委員会でも、この種の事前審査には一切応じておりません。これは議会、議員軽視につながる大きな問題であります。委員会での慎重な審議を回避し、民営化のスケジュールに合わせて可決だけを目指す執行部のこのあり方を強く批判し、議案第77号の反対討論とします。

次に、議案第78号については、今の77号、委員会条例に伴う報酬、費用弁償の条例改正案であり、その必要はないので反対をします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） それでは、議案第77号と78号について、賛成の立場で討論をいたします。

私はこの種の民間委託ちゅうのは、時代の流れとともに当然必要なことだろうと思います。特に、老人福祉関係については、経営の充実と、さらにはサービスの向上、これらを考えますときに、私はぜひともこの民営化は当然だと考えます。賛成であります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 私は議案第77号、78号に反対の立場で意見を述べたいと思います。

私は、ふじのわ荘、こすもす荘の民営化には当初より反対の立場でありました。ですから、前段の民営化検討委員会の設置条例にも反対をしてまいりました。議案第77号、78号は、さらに民営化への歩を進めるものとして容認することができません。

次に、理由を述べて、三たび反対の意を表明したいと思います。

聖域なき構造改革は、「官から民営」あるいは「小さな政府」などをキャッチフレーズに、公共サービスの市場化を次々に進めてきました。我が菊池市もその路線を歩んでいます。

6月議会において総合計画、後期計画を認めたではないかという理屈が随所で聞

かれますが、このような時代状況の中で、総論としては認めざるを得なくても、この事案のように各論では疑義があるんです。まず、そのことを申し上げておきたいと思います。

近年、分野を限らず、福祉にも教育にも市場原理を導入し、経営を民間に任せればサービスは向上し、市民の満足度はより高くなるといった論理が世論を支配しているかに見えますが、これは十分な時間をかけた検証の結果、得られた結論でしょうか。

先般の福祉厚生常任委員会で委員の方から、民営化されたらサービスのどのあたりがどう向上するんですかという質問が出されましたけれども、それに対して、どこがどうとは言えないけれども、多分サービスは向上するものと思っていますと。というよりも、経費の約6割を人件費が占めていることもあり、その運営費の不足分を補てんすることとして一般財源から2,800万を持ち出しているが、民営化によってそのことが解消されるので云々という答弁でした。民営化されたらサービスが向上すると言いながら、図らずも答弁は民営化はサービスの向上というよりも、経費の節減が眼目でありますという中身であり、サービスの向上に関しては何とも心もとない答弁でありました。

これは、つまり市民のだれにとっても切実な深刻な課題である老後の問題、高齢者福祉にお金をかけない、安上がりにしたいということにとれます。民営化によって人件費を大幅に削減しようということですが、効率性、コスト論を推し進める一方では、公共性、平等性が犠牲になるおそれも大きいと言わなければなりません。

公共サービスが企業のビジネスチャンスの拡大の格好の対象とされる今日の状況の中で、住民が健康で文化的な生活を営む憲法上の権利を行政は責任を持って保障できるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。なかんずく、福祉の分野に分けても、高齢者福祉の現場にコスト論を持ち込むことは弱者切り捨てにつながりかねません。自治体のセーフティネットの役割からも、その責任からも、民営化路線に頼り切るのではなく、低所得者や対応困難者などの受け皿としても、直営のホームを残す必要があると私は思います。

以上、考えの一端ですが、述べさせていただいて、反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議案第77号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第79号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議案第79号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第79号、平成22年度菊池市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、議案第77号の条例の制定に伴う関連予算並びに菊池公園内の遊具施設等の修繕料でございます。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 議案の7ページをお開きください。

議案第79号をご説明いたします。

平成22年度菊池市一般会計補正予算（第8号）でございます。

8ページをお開きください。

今回の補正は、308万5,000円を追加するもので、補正後の予算総額は22億9,812万6,000円となります。

次に、14、15ページをお開きください。

歳入の事項別明細をご説明いたします。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金の308万5,000円は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の事項別明細をご説明いたします。

款３民生費、目２高齢者福祉施設費、節１報酬の４９万４，０００円及び節９旅費の１１万９，０００円の補正は、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会委員の報酬及び費用弁償でございます。

同じく節１３委託料の１２５万２，０００円は、養護老人ホームふじのわ荘とこすもす荘の不動産鑑定委託料でございます。

次に、款７土木費、目４公園費、節１１需用費の１２２万円は、菊池公園ほかの遊具と街灯の修繕料でございます。

以上で、議案第７９号のご説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第７９号は、会議規則第３７条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

東　裕人君。

まずは反対のほうから。

〔登壇〕

○７番（東　裕人君）　議案第７９号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算については、さきの７７号、７８号関連の予算は認められないため、討論の内容も先ほどの趣旨と同じとおりの反対とします。

○議長（山瀬義也君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議案第７９号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君）　起立多数です。よって、議案第７９号は原案のとおり可決する

ことに決定しました。



日程第５ 議案第８０号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第５、議案第８０号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第８０号、訴訟上の和解についてご説明申し上げます。

この和解案は、さきの全員協議会の中で委任代理人であります顧問弁護士にご来市いただきまして、ご説明を申し上げた件でございます。先月、審理中の熊本地方裁判所裁判官より和解勧告が行われ、和解条項案が提示されました。内容につきましては議案書のとおりでございますが、本市といたしましては、本件訴訟をこれ以上継続したとしましても、この和解条項案を上回る結果が期待できず、この和解勧告を受諾し、速やかな解決を図ることが適当かつ相当であると判断をいたしまして、議会に和解案の説明をいたしましたところでございます。

これまでの経過並びに議案の内容につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） それでは、議案第８０号、訴訟上の和解についてご説明申し上げます。

議案書の１７ページをお開きください。

まず、提案理由でございますが、訴訟上の和解をするためには、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を得る必要がございますので、お願いをするものでございます。

和解条項案を説明する前に、今回の訴訟の今日までの経過について簡単にご説明をいたします。

ホテル月見殿及び月華亭を取り巻く法人は、未払い税金等の支払いを免れ、また差し押さえを免れるため、会社制度を乱用して営業財産をそのまま流用しながら継続してまいりました。これらは共同不法行為に該当し、これらの行為によって本市は損害をこうむったとも言えます。よって、この問題について司法の判断を求めることで打開策を図り、広く税行政に対する市民の信頼を回復させるため、平成２１

年6月29日、熊本地方裁判所へ提訴いたしました。同年11月11日の第1回口頭弁論を皮切りに、現在まで7回の弁論を行ってまいりましたが、今回、熊本地方裁判所裁判官より和解勧告が提案されました。内容はお手元の議案書のとおりでございます。

1、和解の相手方。被告については、19ページの記載の法人及び個人でございます。

2、和解事項についてですが、第1項から第4項までは本市の主張を認め、未納金並びにそれに伴う遅延損害金の支払い義務を認めるものです。次に、第5項及び第6項については、岩本 正氏本人も、今申し上げました各項に対する協力関係、そして第7項及び第8項で事務的内容の確認事項を列記いたしております。

以上の和解事項について、訴訟代理人であります顧問弁護士と相談した結果、本件訴訟をこれ以上継続したといたしましても、この和解条項案の内容を明らかに上回る結果が実現されるとは言い切れず、本件訴訟の早期解決の観点からも、この和解案を受諾することが適当かつ相当であると判断し、今回の提案となったところでございます。

以上が、議案第80号の説明でございました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 議案第80号について質疑をさせていただきます。

さきの全協でもご説明を受けましたし、今の総務部長のお話でもわかりましたが、平たく言えば、今後、ホテル月見殿関連会社に関しては、もうこれで一切白紙にするという感覚なのか。全協では、その会社の運営において現金の流れが若干不自然なものがあることも税務課等で若干つかんでおられるようですし、そこを継続して追求をしていくのか。

また2点目に、8番にある訴訟費用は各自の負担とするとなっておりますが、予想される訴訟費用は幾らぐらいになるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 弁護士さんとも相談いたしました結果でございますが、これ以上訴訟を繰り返しても、これ以上の回答は得られないということでございましたので、今ありましたとおり、ここで一たん清算をするという形になろうかと思っております。

それから、まだ私どもが税の徴収権限はあるわけでございますけれども、可能性

は極めて低いと言わざるを得ないということでございまして、その徴収については努力をいたしてまいります、恐らく取れないであろうというのが見解でございます。

それから、総額の訴訟費用につきましては、現在、手元に持っておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） わかりました。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） お答えいたします。

成功報酬につきましては、まだ決まっておりませんので、決まってからまた議会のほうにお願いする形になろうかと思えます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 総務部長がおっしゃるように、現段階での行政のとり方策としては若干の理解を示しますが、特に菊池の場合は大型温泉施設も幾つかあります。現在までの流れで言えば、このことを踏まえて、入湯税その他、大きなところから取らないで、何でもちっちゃなところだけは執拗に取りにくるのかという話も実際私には耳に入ってきます。

また、今回のこの訴訟について和解をなすことは、ある意味では市民の税金を水泡に帰すものであり、今後、会社法を悪用したさらなる案件が起りかねない部分もあると思います。私はこの部分について、行政としてできるだけ早い時点で、今後、そういう手だてをやっていかなければ、同じような事案が起りかねないこともあるかと思っておりますが、その対応に関してはどのように今考えておられるかをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 今回の岩本 正氏の件につきましては、このことについて裁判所において提訴し、和解となった場合に、またこれを岩本氏が繰り返したときには、共同不法行為がもう個人に及ぶということに限定されますので、岩本 正氏については相当の制限が加えられるということを弁護士から伺っております。これについては、その点である程度安心できるのかなというふうに考えておりますし、またこういった似通った事案が今後発生せんとも限りません。私どもはその滞納に

ついて十分目を光らせながら、こういったことが繰り返しにならないように十分注意をしまいたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第80号については、原案のとおり可決することに異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成22年度第7回菊池市議会臨時会を閉会します。

本日は、これにて散会します。

起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

閉会 午前11時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 東 裕 人

菊池市議会議員 泉 田 栄 一 朗

付 録

平成 2 2 年第 7 回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(8 月 1 6 日議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 7 7 号	菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について	原案可決
議案第 7 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 7 9 号	平成 2 2 年度 菊池市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決
議案第 8 0 号	訴訟上の和解について	原案可決